

社会福祉法人清水町社会福祉協議会後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人清水町社会福祉協議会(以下「清水町社協」という。)が行う後援の名義使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、団体等が主催する事業又は行事(以下「事業等」という。)に対し、金銭等の支出を伴わず、単に事業等の趣旨に賛同し、名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

(対象団体等)

第3条 後援の承認の対象となる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律により設立された法人
- (3) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関
- (4) 社会福祉の普及、振興等に資すると認められる団体
- (5) その他前各号に準ずる団体等で、清水町社協が特に適当と認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、個人、親睦団体、会社その他の営利団体(前項第3号に該当するものを除く)、政治団体及び宗教団体に対しては、原則として後援を承認しない。

(対象となる事業)

第4条 後援名義の使用承認の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の目的が、社会福祉の増進であり、町民生活の向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性を有するものであって、主催者の構成員の親睦を目的とするものでないこと。
- (3) 事業の範囲が清水町全域にわたり、町内又は近隣市町で開催されるものであること。
ただし、清水町社協が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- (4) 営利、収益事業に類するものでなく、かつ、入場料等が適切であること。
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動を内容としないこと。
- (6) 暴力団及び暴力団員等を利するものではないこと。(暴力団及び暴力団員等とは、清水町暴力団排除条例に規定するものをいう。)

(申請)

第5条 後援承認の申請する場合には、当該事業等の開始の1か月前までに後援申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係資料を添付して清水町社協に提出するものとする。ただし、清水町社協が認めた場合は、関係資料の一部を省略することができる。

- (1) 団体の規約又は会則の写し
- (2) 団体役員名簿
- (3) 申請事業の実施要綱、事業計画書等事業の内容がわかるもの
- (4) 事業の収支予算書
- (5) その他清水町社協が必要と認める書類

(承認等)

第6条 清水町社協は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、後援を承認するときは、後援承認通知書（様式第2号）により、後援を承認しないときは後援不承認通知書（様式第3号）により申請のあった団体等に通知するものとする。

（承認の取消）

第7条 清水町社協は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による承認決定を取り消すものとする。

(1) 第3条および第4条の要件に反する事項が判明したとき。

(2) 不正または虚偽の申請により承認決定を受けたとき。

(3) その他清水町社協が承認を不相当と認めたとき。

（報告）

第8条 後援の承認を受けた団体等は、当該事業等の終了後1か月以内に後援事業等完了報告書（様式第4号）を清水町社協に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、清水町社協が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

清水町社会福祉協議会会長 様

主催団体名

代表者指名

住 所

電話番号

*団体名及び氏名を自署しない場合は押印してください。

後援申請書

次の事業等について、清水町社会福祉協議会の後援の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業名				
実施日又は期間				
会場				
主催者				
共催又は後援団体	有・無	共催：	後援：	
事業の対象及び目的				
事業の内容				
対象人員				
申請理由				
入場料	有料・無料	有料の場合 の徴収金額	(徴収金名)	円

※申請事業の事業計画書など、内容がわかる資料を添付してください。

清福第 号
年 月 日

様

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 印

後援承認通知書

年 月 日付けで申請のあった清水町社会福祉協議会の後援の申請について、その旨が適当であると認め、下記のとおり承認します。

事業名	
実施日又は期間	
会場	
主催者	
承認の条件	<ol style="list-style-type: none">1 名義使用は、申請事業についてのみ承認する。2 承認において、清水町社会福祉協議会は、事業等に関する一切の責任を負わず、経費の負担もしない。3 事業周知の印刷物等には「清水町社会福祉協議会后援」と記載し、事業の問合せ先を明記すること。掲示の際には不法、不都合のないように注意すること。4 事業終了後 1 月以内に後援事業等完了報告書（様式第 4 号）を提出すること。

清福第 号
年 月 日

様

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 印

後援不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった清水町社会福祉協議会の後援申請について、下記の理由により承認しません。

事業名	
実施日又は期間	
会場	
不承認の理由	

年 月 日

清水町社会福祉協議会会長 様

主催団体名

代表者氏名

*団体名及び氏名を自署しない場合は押印してください。

後援事業等完了報告書

年 月 日 第 号で承認を受けた事業等が終了しましたので 次のおり報告
します。

事業名		
実施日又は期間		
会場		
主催者		
参加者数		
事業の概要		
事業の収支	(収入)	(支出)